

茨木商工会議所 × KECC共催セミナー

労働契約終了時における トラブル防止のためのルールと留意点

日時

2024年11月6日(水) 15:00-16:30 (14:45 受付開始)

※16:30以降、ご希望の方には個別相談会を実施します(事前予約制/3社限定)

会場

茨木商工会議所 会議室

茨木市岩倉町2番150号 立命館いばらきフューチャープラザB棟1階

【アクセス】JR茨木駅/阪急南茨木駅 徒歩約10分、大阪モノレール宇野辺駅 徒歩約7分

定員

30名

参加費

無料

お申し込み▼
下記URL / 二次元コードにて

<https://kecc.jp/seminar/>



※ ご興味のある方は、どなたでも参加可能です。

15:00~15:10	◆ 関西圏雇用労働相談センター(KECC) 無料相談のご案内
15:10~16:00	<h2>労働契約終了時における トラブル防止のためのルールと留意点</h2> <p>労働契約の終了時は、使用者及び労働者の双方に与える影響も大きく、労使間の紛争が生じやすい場面です。労働契約が終了する場面・類型は、自主退職、自然退職、退職勧奨、解雇、雇止め、定年など様々な場面・類型がありますが、いずれについても労働関係法令に則した態様にて行う必要があります。本セミナーでは、労働契約の終了時における留意点を紛争防止の観点から場面・類型毎に説明します。裁判例の具体的な事例も参考にしながら労働契約終了時のルールについて理解を深めて戴きます。</p> <p>登壇者: 筈井 悠太 氏 KECC相談員/弁護士(弁護士法人田端総合法律事務所)</p> <p>2013年に弁護士法人田端総合法律事務所入所後、主に使用者側の労務相談・案件を多数取り扱う。また、損害保険の観点から業務中に発生した事故対応や事前防止策の策定なども行っている。</p>
16:00~16:30	質疑応答 *事前質問にもお答えします
16:30~17:30	個別相談会(事前予約制:3社限定)

共催

茨木商工会議所

〒567-8588 茨木市岩倉町2番150号
立命館いばらきフューチャープラザB棟1F
【アクセス】 JR茨木駅 徒歩約10分、阪急南茨木駅 徒歩約10分
大阪モノレール宇野辺駅より徒歩約7分
【お問い合わせ】 TEL: 072-622-6631

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館
ナレッジキャピタル8階K827号室
【相談対応時間】 月曜~金曜の10時から19時(祝日・年末年始を除く)
【アクセス】 JR大阪駅 中央北口より徒歩10分
【お問い合わせ】 TEL: 06-6136-3194
(本事業は厚生労働省より株式会社パソナが受託し、運営しています)

